



2023年3月16日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松本 大輔
(コード：9263 東証スタンダード市場)
問合せ先
役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰
電 話 03-6453-6644 (代表)

2023年4月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆さまをはじめ、取引先及び関係者の皆さまには、ご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書
2023年4月期第3四半期報告書（自 2022年11月1日 至 2023年1月31日）
2. 延長前の提出期限
2023年3月17日
3. 延長が承認された場合の提出期限
2023年6月1日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

2022年12月下旬に外部窓口に匿名の通報（以下「本件通報」といいます。）がなされました。

本件通報の内容は、主として、当社グループの業務委託先であるG社（同社には店舗運営に関する業務及び店舗に関するコンサルティング業務等を委託しています。直近2年間での取引額は116,893千円（2021年4月期）及び131,821千円（2022年4月期）であり、同社によると10名程度が業務に従事しているとのことです。）及びC社（コールセンター業務を委託しています。直近2年間での取引額は513,465千円（2021年4月期）及び610,958千円（2022年4月期）であり、同社によると90名程度が業務に従事しているとのことです。）との間の取引の適切性に関する疑義並びに当社前代表取締役社長の星崎尚彦（以下「星崎氏」という。）らの経費私的流用の疑義に関するものであり、その要旨は以下のとおりです。

(通報の要旨)

- (1) 当社グループの業務委託先であるG社の代表取締役は星崎氏と懇意な関係にあり、G社は実質的

に当社の関連当事者に該当するほか、G社に対して不当な利益供与（具体的な指摘は行なわれていません。）がされている可能性がある。

- (2) 当社グループの業務委託先であるC社の代表取締役は星崎氏と交友関係を有するほか、C社に所属する人物と星崎氏は懇意な関係にあり、C社は実質的に当社の関連当事者に該当するほか、C社に対して不当な利益供与（具体的な指摘は行なわれていません。）がされている可能性がある。
- (3) 星崎氏は、新幹線チケットの払い戻しを多数回行っていたり、タクシー移動が多く、カラ出張等の不正な経費精算により会社経費の私的流用を行っている可能性が高い（なお、現時点では当社の会社経費の私的流用の根拠は検出されておらず、当社ではなく星崎氏が一定の影響力を有していた可能性がある社外の複数企業（選定監査等委員・外部専門家によるデジタル・フォレンジック調査においてLINEの通信記録などを通じて繋がりを確認した複数の企業であり、G社及びC社も含まれます。（そのような複数企業を、以下「本件社外グループ」といいます。））に関する経費の可能性があります。）。
- (4) 当社グループにおいては星崎氏に権力が集中しており、星崎氏らにより不正行為等の隠ぺいが行われる可能性が高い（具体的な指摘は行われていません。）。

なお、当該通報の特異性として、2022年7月1日から8月20日までの間の星崎氏の移動、飲食、宿泊等に関する行動記録及びその根拠としての多数の写真（調査会社により行動確認がされていたものと思われる。）が添付されていた点があげられます。

本件通報を受けた会計監査人から、本件通報の対象取引等に直接的な関与がないと考えられる当社の全ての社外取締役に対して共有したうえで、当社代表取締役に関する通報であることに鑑みて社外取締役がリードして利害関係のない外部の弁護士等の専門家に調査を依頼して事実関係を調査して欲しい旨依頼がなされました。

当社社外取締役5名は、外部専門家に相談を開始するとともに、社外取締役として入手可能な総勘定元帳等の会計データ等を検討したところ、通報内容の真偽は不明ではあるものの、G社及びC社に対する業務委託料は金額的には大きく、また、星崎氏の経費利用には本件通報の内容を真実としても矛盾しないものもあることから、根拠がないものとは言えず、調査をする必要があると判断しました。

そこで、2023年1月10日開催の監査等委員会において、監査等委員会として調査を開始する旨、調査は上記の外部専門家に委託する旨、社外の監査等委員2名を選定監査等委員とする旨を決議しました。監査等委員会は、同日13時開催の当社取締役会において、監査等委員会の決議内容を報告するとともに、星崎氏並びに本件通報において名前を挙げられていた当社取締役・執行役員、及び星崎氏との関係性及び当社内の役職等に基づき関係している可能性がある当社の全取締役（社外は除く）・執行役員（以下、「本件調査対象者」といいます。）の当社貸与PC等の提出及び私物スマートフォンの任意提出を求め、提出を受けた機器について保全を実施しました。

(監査等委員会による調査)

監査等委員会から委託を受けた外部専門家は、2023年1月10日以降、デジタル・フォレンジックを進めると共に、常勤監査等委員を事務局として、資料徴求、書面によるQAを行い、また、関係者に対するインタビュー等を行いました。

なお、選定監査等委員及び外部専門家によれば、①実施できているインタビューは、本件社外グループに属する可能性のある会社との間の取引内容・請求内容等に関して、当該取引の担当者に対して確認するものが中心であり、②本件社外グループの行動に関する確認としては、取締役及び従業員の一部に対するインタビューは実施できているものの、その他のインタビューは、対象者から健康面の問題等の主張があり実施できておらず、③星崎氏については、初期的なインタビューのみ実施できているもの

の、要旨、本件社外グループは友人の集まりであり、星崎氏が支配しているわけではなく、当社に損害を与えるようなことはしていないなどと説明しているとのことでした。

引き続き選定監査等委員・外部専門家による調査は本件調査対象者を対象としていることから、本件調査対象者である当社経営陣にはこれ以上の情報や原資料は共有されておりません。外部専門家は、事案の内容に鑑みて、私物スマートフォンのデジタル・フォレンジックを優先して情報を収集しているものの、LINEでのコミュニケーションが多く、データが非常に大きいこと及び技術的理由（保全したデータに対し、データ抽出・解析をかけたところ、高スペックのワークステーションのメモリ容量でもエクスポート時にプログラムが落ちるなどの障害が発生しておりました。また、個別の端末から抽出されたLINEデータが30万件以上のレコードがあり、通常のExcel等では処理に数日を要する事が分かり、別途プログラムを作成し、10万件ずつのデータで区切るなどの工夫が必要となっておりました。その後の、データレビューにおいても、メールやドキュメントデータの様にレビュープラットフォームを用いた効率化策が通用せず、LINEデータのチャットグループに分けた個別の対応が必要となっておりました。）により、解析に非常に時間を要している状況です。

上記の問題について、現時点で判明している問題点は以下のとおりです。

① 財務報告への影響

喫緊の課題として、当社の連結範囲の適切性等の当社の財務報告に対する影響の有無を確定する必要があります。検証が必要な点は以下のとおりです。

- (ア) 本件社外グループの中には、当社グループに対する依存度が高く、星崎氏の実質的な支配下にあり、会計上は当社の連結子会社としなければならない会社が含まれている可能性がある（ただし、本件社外グループの会計情報等が現時点では提供されていないため、具体的な依存度等は不明です。）。
- (イ) 当社グループと本件社外グループとの間の取引について、関連当事者取引としての開示を要しないか、本件社外グループに属する会社の実質的な支配関係等を含めて検討する必要がある。
- (ウ) これらの当社の連結範囲に疑義が生じている以上、本件社外グループの会計情報や取引の合理性や実在性等を確認しない限り、当社として連結要否の判断ができず、連結財務諸表を作成・確定できない、監査法人からの意見も取得できない可能性が高い。

② 星崎氏による不適切な経費精算が行われた可能性

本件通報には、星崎氏による不適切な経費精算が行われた可能性が記載されています。しかし、選定監査等委員及び外部専門家によれば、2023年1月10日から2023年3月6日現在まで選定監査等委員が当社から取得した経費の申請・処理関係の資料には、そのような事実を明確に根拠づけるものは検出されていないとのことでした。今後、そのような事実の有無をさらに星崎氏へのインタビュー等により調査する必要があります。

上記のように、本件社外グループと当社グループとの取引が関連当事者取引に該当するか、及び本件社外グループに属する会社が当社の連結子会社に該当するかの調査が必要となっておりますが、調査対象となる会社は20社以上存在すること、今後、対外的な公表がなされない段階では、選定監査等委員がヒアリングを実施できなかった相手に対してヒアリングを実施していくことなど踏まえ、2023年3月7日付「第三者委員会の設置及び2023年4月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表のとおり、同日付にて第三者委員会を設置しております。

しかしながら、本件社外グループに属している一部の本件調査対象者より、健康面の問題等の主張があり、十分なヒアリングが実施できていないほか、本件社外グループに属する会社については大部分が

らヒアリングや任意の書類提出を拒否、ないしは本件調査協力の要請に対して回答を得ることができておりません。引き続き当社としては必要な情報及び書類の入手に努めてまいります。調査にはなお相当な時間を要することが見込まれます。また健康面の問題等の主張があった本件調査対象者には、代理人である弁護士を通じて調査への協力を求めてまいります。さらに、事実関係の調査が完了した後に、その結果を踏まえて、2023年4月期第3四半期（2022年5月1日～2023年1月31日）四半期報告書以前に係る連結財務諸表の訂正の要否などを検討し、訂正有価証券報告書及び訂正四半期報告書等を作成するには相応の時間が必要となる見込みであります。

このような状況のため、2023年3月17日に予定しておりました2023年4月期第3四半期報告書の提出期限延長申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以上